

国際法における多数国間義務違反の責任

湯 山 智 之*

目 次

はじめに

I. 多数国間義務違反の責任における「被害国以外の国」の地位

II. 多数国間義務違反の責任の内容

III. 「被害国以外の国」による対抗措置の行使

結論に代えて

はじめに

本稿は、国際法における、対世的義務及び当事国間対世的義務（以下、多数国間義務という¹⁾）の違反による責任について、国連国際法委員会（ILC）が2001年に採択した国家責任条文（以下、条文²⁾）を手がかりに考察する³⁾。

国際法は集権的な立法機関を持たず、国の合意によって定立される。ゆえに、一国の利益に関わらない、国際社会の一般利益または国の集団の共通利益に関わる事項、いわば公共的な事項も国家の合意である条約または慣習法によって規定される⁴⁾。

伝統的には加害国と被害国との二国間で損害を填補する機能を有するとされてきた国家責任法は、そのような多数国間義務の違反の責任に十分に対応しているとはいがたい。この問題が初めて自覚されたのは、ILCの国家責任の法典化作業において特別報告者 Ago によって提案され、第一読草案19条として採択された「国の国際犯罪」の概念を契機としてであった。

* ゆやま・ともゆき 立命館大学法学部教授

すなわち、国際違法行為には不法行為と国際犯罪の二つのレジームが存在し、後者は国際社会の基本的利益を保護するがゆえに犯罪と認められる違法行為であるという。例として、侵略、人民の自決権の侵害、並びに奴隸制、ジェノサイド及びアパルトヘイトなどが挙げられた⁵⁾。

この観念は、条約法条約54条の一般国際法の強行規範の概念と、国際司法裁判所のバルセロナ・トラクション電力会社事件第二段階判決（1970年）の「対世的義務」の概念を基礎としている。同判決は、国際義務を国際社会全体に対する義務（対世的義務）と二国間で他国に負う義務とに区別し、前者は、性質上すべての国の関心事であって、問題となる権利の重要性に照らして、すべての国が当該権利の保護に法的利益を有するとした。その例は後の国際犯罪で挙げられたものと同様のものであった⁶⁾。

国の国際犯罪の概念は後に否定され、責任のレジームは单一とされたが、責任条文（最終草案）は、違法行為が「一般国際法の強行規範の下で生じる義務の重大な違反」に該当する場合に、通常の結果に追加して一定の結果が生じるとした（後述）。

一国に帰属しない国際社会または国の集団の共通利益を保護する規範はこれに限定されるわけではない。第一読草案40条の「被害国」の定義では、様々な多数国間義務の存在が認識された。同条が一定の一次規則のすべての当事国が当該規則上、権利を有し、その違反によって被害国となるとした⁷⁾ことから、多数の被害国が同じように加害国に賠償を請求し対抗措置をとることへの懸念が生じた。そこで、侵略、人権の侵害、国家管轄外の環境の汚染、公海自由の侵害、軍縮条約の違反などの状況で、被害国を直接被害国と間接被害国に区別することが議論された⁸⁾。

本稿は、こうした多数国間義務の違反に対する責任を考察する。

I. 多数国間義務違反の責任における「被害国以外の国」の地位

1. 多数国間義務の分類と責任援用国の区別

国家責任条文42条及び48条は、国際義務を相互的義務、一体的義務などに分類し、さらに当該義務の当事国を「被害国」と「被害国以外の国」（非被害国）に区別した。

すなわち、二国間に分割可能な義務（相互的義務）の違反の相手国、及び多数国間義務の違反によって特別に影響を受けた（当事）国は被害国とされ、賠償や対抗措置といった、責任のすべての結果の援用を認められた。国際社会全体に対する義務（対世的義務）及び国の集団に対する義務（当事国間対世的義務）の違反の場合、（違反国と特別影響国以外の）すべての（当事）国は、義務の履行に対する法的利益のみを有する「被害国以外の国」とされ、違反国の責任を援用することができるが、その内容は限定された（後述）。

条文の責任援用国の区別は、かつての直接被害国と間接被害国の区別に対応している。しかし、条文のアプローチは妥当ではない。多数国間義務は一国に帰属しない共通利益の保護のために、すべての（当事）国に義務を課す点に特徴がある。被害国以外の国とされた各国は、正確には、他の（当事）国にその義務の尊重を要求する権利を有し、違反によって当該権利が侵害される「被害」を受けた被害国である。共通利益の保護にすべての（当事）国が有する利害は、（直接）被害国とのそれに比べて劣るものではなく、その権利は共通利益の保護にとって本質的である。ゆえに、法的利益のみを有する「被害国以外の国」と位置づけるのは適切ではない⁹⁾。

こうした義務は「国際社会全体」または「国の集団」に負うと叙述されるが、国際法の現状では、国際社会や国の集団は法主体性を持っていない¹⁰⁾。実体的権利及び責任の援用は各（当事）国に帰属する。また、すべての（当事）国が総的に権利を有するわけではなく、連帶して請求することも義務づけられていない¹¹⁾。ゆえに、すべての国が個別に他国の義務履行を要求

する権利を有し、違反に対する責任追及の主体となる。

なお、多数国間義務においては、人権の保護における個人、自決権の保護における人民のように、国以外の実体が第一の権利主体であるものがある。それらの義務では、国にも第一の権利者の権利の実効的保護のために補助的な役割が付与されている。人権条約は締約国に国家申立ての権利を付与し、慣習法上、国は他国による自決権の尊重を確保する役割を付与されている¹²⁾。侵略の禁止に関しても、侵略の直接の犠牲国は存在するが、国際の平和と安全に対する共通利益ゆえに他のすべての国が権利を有する。国の役割は共通利益保護の手段であり、違反の場合の国による責任援用は保護に不可欠である。

被害国区別は、多くの多数国間義務の違反において本質的な事項ではない。たしかに、上記の義務のように、直接の受益者たる国や非国家実体の存在を前提とする義務（一種の確保義務）もある。他方で、直接被害国発生が付随的な現象である場合もある。人権侵害の被害者が侵害国以外の国の国民である場合の国籍国、海洋環境の汚染がその領海に被害を及ぼした場合の沿岸国がそうである。義務国（自国民へのジェノサイドや公海の汚染のように、直接被害国が存在しない場合もある。多数国間義務の違反の文脈で直接の被害（特別の影響）を論じることは、必ずしも重要ではない（それらは同時に個別の権利の侵害もある）。特に、直接被害国が存在しない、あるいはその存在が付随的でしかない状況では、被害国以外の国の責任援用の権利がこの種の義務の違反の責任にとって本質的であり、「被害国以外の国」との位置づけは適切ではない¹³⁾。

2. 強行規範から生じる義務の重大な違反

多数国間義務である対世的義務の中に、前述したように、強行規範から生じる義務の重大な違反のレジームがあり、条文は、追加的な結果として、すべての国が当該違反の終了のため協力する義務、違反から生じた状態を適法なものと承認しない義務、及び当該状態の維持を支援または援助して

はならない義務を負うとした（40条及び41条）¹⁴⁾。

学説には、条文における強行規範と国際社会全体に対する義務（対世的義務）の関係の不明確さを指摘し、両者を併用したことは混乱を招きうると主張するものがある¹⁵⁾。ILCは、両者には重複があり、強調の違い（前者は基本的義務の射程と優先性、後者はすべての国の履行への法的利益）があるに過ぎないと述べるにとどまった¹⁶⁾。

ILCは、強行規範の重大な違反のレジームが適用される規則を特に重要なものに限定することを意図したように思われる¹⁷⁾が、対世的義務に統一すべきであったとする見解もある¹⁸⁾。強行規範は抵触する条約を無効にする条約法上の概念であり、対世的義務は権利義務の構造を示す概念である。両者は特別に重要な規範であるがゆえに、それぞれその名称が示す性質を有するとはいえる¹⁹⁾が、重要な規範でなくてもそのような性質を持つものもありうる²⁰⁾。国際社会にとって特に重要な規範は、独自の名称が付されることが望ましい。

ILCは不承認義務については武力不行使原則や自決権の分野の実行、国際司法裁判所のナミビア事件勧告の意見（1971年）を根拠に挙げ、援助禁止義務は不承認義務の論理的延長であると説明した²¹⁾。これらの義務は当然に強行規範の重大な違反と結びついているわけではない²²⁾。一次義務の対象となる共通利益の保護を重要視すれば、強行規範の重大な違反に該当しなくとも、義務違反を容認しないための行動をすべての（当事）国に義務づける方向へ発展することも考えられる²³⁾。

II. 多数国間義務違反の責任の内容

1. 「被害国以外の国」の援用できる責任の内容

条文48条は、被害国以外の国が援用できる責任の内容は、違法行為の中止及び再発防止の確約、並びに被害国または「違反のあった義務の受益者」

に対する賠償義務の履行のみであるとした²⁴⁾。第一読草案では、すべての（当事）国が定義上、被害国とされ、違法行為のすべての結果（対抗措置を含む）を援用することが認められていた²⁵⁾。

条文では、なぜ援用できる内容がアприオリに限定されるかの説明はなされていない。こうした国が基本的に違法行為の中止しか請求できない（金銭賠償などは請求できない）のは、当該国の地位によるのではなく、（被害国として）受けた被害の性質に基づくものと考えるべきである。これらの国は、権利を侵害されたのみで、有形的損害を受けていないので、金銭賠償や原状回復は請求できないと考えるのが合理的である²⁶⁾。条文の援用国の区別と援用できる内容の限定は、関係する義務の性質の正確な理解に基づかないだけでなく、柔軟性を欠くと考えられる。

以下、間接被害国が請求しうる救済について個別に検討する。

違法行為の中止は違法行為の第一の結果である。賠償とは区別され、損害の存在を要件としない。違法行為が継続している場合に認められる（条文30条(a)）。中止は、一次規則の継続的有効性を保障する合法性確保機能を有する。中止は、損害を生じる継続的行為に対してだけでなく、履行されなかつた一次義務の特定履行としても作用する。二国間関係を超えて、法秩序維持への国際社会の一般的利益をも保護するので、多数国間義務の違反にも親和的である。

本稿で問題とする共同体利益または集団的利益を保護する一次規則は、すべての国に共通利益保護のための一定の行為を義務づけ、各国にそれに対応して他国の義務の履行を要求する権利を付与する。当該義務の違反に対してすべての国は権利を侵害され、義務の履行すなわち中止を要求できる。「被害国以外の国」が援用する合法性回復の救済である中止は、共通利益侵害の責任の本質的要素である²⁷⁾。請求内容は同一であるので、複数の国が請求しても競合の問題は生じない。

再発防止の確約及び保障は、伝統的にはサティスファクションの一形式とされていたが、ILCは、中止と同様に、違反のあった法的関係の継続及

び修復の側面を持ち、将来を指向するとしてサティスファクションから区別し、違法行為の中止と同列に扱った（条文30条(b)）。中止が将来の履行の消極的側面であるのに対し、再発防止の確約は積極的側面であって、抑止的機能に資するとした²⁸⁾。

もっとも、この救済手段は「事情が必要とする場合」に付与されると規定されたが、その内容は明確ではない。ILCによれば、被害の重大性が考慮要素の一つであるとされるので、共通利益を保護する規則の違反は、他の規則よりも本救済が付与される余地があるといえる。条文30条の適用においては、違法行為が継続中である場合は当然にその中止が適用されるので、再発防止の確約が問題となるのは違法行為が終了した状況であり、残余的に適用されると解される。

再発防止の確約がその一形式であったサティスファクションも、中止や金銭賠償のような他の救済が付与されない場合に残余的に作用する救済であって、将来に向かって一次義務の有効性を確認する機能を有する。再発防止の確約はそれと同列に扱われるべきである²⁹⁾。

サティスファクションは、伝統的には国家の精神的損害への賠償の一形式とされてきた。しかし、サティスファクションは、違反のあった義務の存在を確認し、違法行為の再発を防止する合法性回復の機能を有する救済手段である。違法行為の中止や賠償の他の形式を適用する余地がない場合に、補完的に適用されている³⁰⁾。特に、裁判所による責任国の行為の違法性の宣言は残余的な合法性回復の救済として適用されている³¹⁾。

多数国間義務の違反による責任において、違反が終了した場合に、再発防止の確約を含むサティスファクションは、共通利益保護の有効性と必要性を再確認する手段として、直接被害国だけでなく、いかなる国からも責任国に請求できる。特に、裁判所による違法性の宣言はその公的非難の効果から、この種の義務の違反への救済として有用である。

2. 直接被害国または義務の受益者への賠償義務履行の請求と援用国の請求間の関係

条文48条2項(b)は、被害国以外の国が（直接）被害国または義務の受益者のための賠償義務履行を請求できることを認めた。ILCは、この規定が漸進的発達であって、共通利益保護の手段として正当化されるとし、特に個別に被害を受けた国が存在しない状況で、国が賠償、特に原状回復を請求できることが望ましいとした³²⁾。

被害国ための賠償義務履行の請求については、後述するように問題があるが、（直接）被害国が存在せず、非国家実体が一次義務に対する第一の権利主体である場合に、当該主体のために賠償を請求することや、公海のような共通環境の汚染の修復（原状回復）といった措置の請求を認めることが有益である³³⁾。違法行為が終了して中止の適用の余地がなく、被害国（者）への賠償の付与（例えば自国民へのジェノサイドの場合の被害者への金銭賠償）が一次義務の有効性の確認として、または一次義務が目的とする共通利益の保護のために有用であれば、この請求の権利をすべての（当事）国に認める意義がある。

多数国間義務の違反に対する責任の援用はいくつかの問題がある。まず、援用国が複数あるだけに、請求の競合が生じうる。しかし、基本的に被害国以外の国になしうる請求は違法行為の中止（及びサティスファクション）であり、同一の内容であるので、責任国が内容の異なる複数の請求を受けることはない。

次に、被害国以外の国の責任援用と（直接）被害国との関係である。前者は後者に従属すると考える余地もある³⁴⁾。しかし、そうではなく、被害国以外の国は単独で、（直接）被害国の意思と無関係に自身の請求（違法行為の中止）を提起できる。多数国間義務の違反の責任において、被害国とそうでない国の区別は重要ではなく、中止すなわち義務の履行が責任の本質であるからである。

ただし、被害国以外の国による、被害国ための賠償義務の履行の請求

に関しては、被害国自身の請求との関係で複雑な問題が生じる。ある非被害国がその同意なしに一方的に被害国を代理してその請求を行うことができるかは疑わしい³⁵⁾。被害国が意思が表明されていない段階でまたは意思に反して、被害国以外の国の賠償義務履行請求を認めることには無理がある。

かりに、被害国の同意なく被害国以外の国が被害国への賠償付与を違反国に請求しうるとしても、賠償の形式の選択（原状回復か金銭賠償かといった）の問題が生じる³⁶⁾。被害国が自身の選択した形式で賠償を請求している場合に、その選択が非被害国との請求を拘束するのかどうかである。被害国そのための請求なのでその意思が優先すると考えられる³⁷⁾。

条文48条3項は、非被害国との責任援用に、被害国とのそれに関する43条（請求の通告）、44条（請求の受理可能性）及び45条（請求の放棄）が適用されるとする。請求の通告は援用国がそれぞれ行わなければならない³⁸⁾。請求の受理可能性の条件のうち、国籍継続原則は被害者の国籍国にのみ適用され、それ以外の国には適用がない³⁹⁾。国内救済完了原則も原則として適用されないが、人権侵害に関してはすべての当事国の援用に適用される⁴⁰⁾。

特に重要なのは請求の放棄である。被害国以外の国の責任援用の放棄は当該国に関する限りで有効であろう⁴¹⁾。（直接）被害国による請求の放棄も被害国以外の国の請求に影響しない。多数国間義務が共通利益の保護を目的とすること、これらの国も（間接）被害国であること、その請求が（それが継続する間は）違法行為の中止であることが理由である。被害国であれ、被害国以外の国であれ、請求の放棄は放棄をした国にしか効果は及ばないことになる⁴²⁾。もっとも、被害国以外の国による、被害国への賠償義務履行の請求は、被害国による賠償請求の放棄及び合意による解決（それらが有効なものであれば）によって除外されよう⁴³⁾。

なお、義務が強行規範から生じるものである場合（重大か否かを問わない）は、被害国による請求の放棄は性質上、他の国に効果を及ぼさない。重大な違反である場合は、放棄が特に不承認義務にも反するので同じ結果になる⁴⁴⁾。

3. 国の国際犯罪の結果としての加重された賠償についての議論

国の国際犯罪（または強行規範もしくは対世的義務の重大な違反）について、賠償にその重大性を反映させるべきとの議論が存在した。

懲罰的損害賠償が実定法上確立しているかは議論がある⁴⁵⁾が、国の国際犯罪の結果として、責任国に特別に懲罰的賠償の義務を負わせる議論もあった。第一読草案は、責任一般の結果としてのサティスファクションの形式に「被害国の権利の侵害が重大である場合に、侵害の重大性を反映する損害賠償」を含めていた⁴⁶⁾。

第二読の特別報告者 Crawford は、対世的義務の重大な違反の結果として、刑罰に相当する結果として懲罰的賠償が有用であるとして、責任国に懲罰的賠償を課す提案を行い⁴⁷⁾、2000年に起草委員会が暫定採択した草案で採用された⁴⁸⁾。しかし、責任の結果一般において確立していない、重大な違反の結果としても妥当しないとの主張があった。最終草案では、一般的なサティスファクションの形式として否定されただけでなく⁴⁹⁾、重大な違反の結果としても認められることになった⁵⁰⁾。

また、国際犯罪の結果として、責任国が直接被害国に対してなすべき原状回復及びサティスファクションに設けられた制限を特別に除外することも議論された。第一読草案52条は、国の国際犯罪の場合に、被害国が得る利益に比例しない負担を責任国に課す原状回復の禁止、及び責任国の政治的独立または経済的安定性を深刻に危うくする原状回復の禁止（同43条(c)(d)）、並びに責任国の威儀を毀損するサティスファクションの禁止（同45条3項）が解除されると規定した。それは、重大な違法行為にこれらの制限を適用するのは適切ではない、すなわち重大な結果を責任国に賦課すべきであるとの推論に基づくものであった⁵¹⁾。しかし、Crawford は、これらの制限の除外が不必要であり、些末で非現実的であるとして削除を提案し⁵²⁾、採用された⁵³⁾。

国の国際犯罪の概念は否定されたが、重大な違法行為には賠償の次元でもいわば懲罰的な結果が必要であるとの観念は注目される。

III. 「被害国以外の国」による対抗措置の行使

1. ILC の議論

対抗措置は、条文によれば、被害国が責任国に違法行為の中止、賠償などの義務の履行を促すためにとられる、責任国に対する義務と両立しない行為である（22条及び49条）。

義務的な第三者紛争解決制度が存在しない国際法の現状では、対抗措置は、責任の有無及びその不履行並びに対抗措置行使の条件の充足についての被害国的一方的な評価によって行われる。それは紛争を悪化させうるし、濫用される可能性がある⁵⁴⁾。条文は対抗措置の権利を認めつつ、一定の厳密な条件を課した（第3部第2章）。

国際社会または国の集団の共通利益の保護を国の自己評価と一方的な執行に委ねることには矛盾がある⁵⁵⁾。それは集団的制裁となり、対象国に苛烈な結果をもたらす。

（当事国間）対世的義務違反に対する「被害国以外の国」による対抗措置の許容性について⁵⁶⁾、ILCは、議論の末、対抗措置を認める当初の案に代えて、留保条項を置き、将来の発展に委ねる立場をとった。条文54条は、違反国に対する違法行為の中止及び被害国または義務の受益者への賠償の確保のために、非被害国が責任国に対する「適法な措置」をとる権利を条文第3部第2章は予断しないとした。

ILCの作業において、間接被害国による対抗措置の可否の論点は、特に国の国際犯罪の結果との関係で議論された。特別報告者Riphagenは、国際犯罪以外の多数国間義務の違反に対する対抗措置を肯定したが、犯罪に関しては、違法行為の結果は国際の平和と安全の維持に関する国連憲章の手続に服することを提案した⁵⁷⁾。

次の特別報告者Arangio-Ruizは、被害国は対抗措置をとることができるので、国際犯罪の場合にすべての国が被害国として対抗措置を行使するの

は当然であるとした。他方で、手続的セーフガードを提案した。国家責任条約の当事国は国連憲章第6章の下で安保理または総会の注意を喚起するものとし、その決議を経て、当該国は国際司法裁判所に一方的に付託し、裁判所による犯罪実行の認定を受けて対抗措置を行使するとした⁵⁸⁾が、ILCは採用しなかった。

第一読草案は、すべての被害国が対抗措置をとることができるとしたのみであった。被害国の広範な定義により、国際犯罪を含む多数国間義務の違反のすべての関係国は、通常の対抗措置と同じ条件の下で対抗措置を行使できると解釈できた⁵⁹⁾。

第二読で Crawford はこのことを問題視した。非被害国が対象国への義務に違反する措置をとった事例を検討して、対抗措置行使の権利が存在するとの明確な結論は認められないと述べた。実行は乏しく、圧倒的に特定の国の集団（西側諸国）によるものである。集団的義務のすべての違反の事例に措置がとられたわけではなく、選択的である。措置は対抗措置と明示されていないという。

他方で、実行では二つの状況で対抗措置が許容されているとして、定式化して提案した。第一の状況は、（直接）被害国が存在する場合で、他の諸国は、当該国の要請により違法行為の中止及び再発防止の確約並びに被害国ための原状回復を求めて対抗措置を行使しうる。在テヘラン米国大使館人質事件での西側諸国の制裁（1979年）やアルゼンチンのフォークランド諸島占領に対する西側諸国の制裁（1982年）がそうであるという。

第二の状況は、責任国の自国民に関する対世的義務（人権法や人道法上の義務）の違反のような、被害国が存在しない場合であり、いかなる国も違法行為の中止と被害者への賠償を確保するために対抗措置をとることができるという。被害者は国際的次元で代表する機関を持たない。責任国への適正手続から、違反が重大で、十分に証明されかつ継続中である場合に対抗措置が認められるべきである。コソボ危機における欧州諸国による新ユーゴ制裁（1998年）の例もあるという。第一と第二のどちらの状況でも対抗措

置は被害国の場合と同じ条件で行使されるべきとした⁶⁰⁾。2000年の起草委員会案54条は Crawford の立場を採用した⁶¹⁾。

しかし、国連総会第6委員会では反対する意見が多かったとされる。実定法上基礎を持たない、濫用の危険性がある、大国による力の支配を許す、集団的義務の違反への対応は国連憲章第7章下の集団安全保障に委ねるべきで、個別的対応の許容はそれと両立せず、国連安保理の役割を周縁化するといったものである⁶²⁾。

これを受けて、Crawford は、2000年案54条を留保条項に置き換えることを提案した。実行は萌芽的であり、多くの国が異論を唱えているという。国連憲章第7章下の行動との関係は、それが条文の射程外であるため定式化には困難がある。定式化してもすべての状況をカバーしない。他方で、54条を削除したのみでは、二国間の対抗措置だけが許容されると解釈され、国際社会または国の集団に負う義務は重要でないことを意味する結果となる。個別に被害を受けた国しか対抗措置を行使しえないとは考えられないという⁶³⁾。

ILC は提案を採用し前述した条文54条を採択した。コメントリーによれば、対世的義務または集団的義務の違反への対応に関する実行は、限定され萌芽的であるという⁶⁴⁾。一般利益または集団的利益のための対抗措置に関する国際法の現状は不明確である。現在、対抗措置の権利は明確に承認されていない。ゆえに、対抗措置が許容されるか否かについて立場を留保し将来の国際法の発展に委ねるとした⁶⁵⁾。

2. 考察

まず、この問題は、対世的義務または当事国間対世的義務の当事国を「被害国」とするのか、それとも「被害国以外の国」という、条文が新たに創設したカテゴリーの下で論じるのかによって変わってくる。被害国であれば、違法行為の中止など責任法上の権利を実施するために対抗措置をとる権利があるのに対して、「被害国以外の国」とするのであれば、その対抗措

置の権利が慣習法上存在することの積極的証明が必要となるからである。

これらの国は本来は被害国と特徴づけるのが妥当であり、被害国として、責任国の責任法上の義務の履行を促すために対抗措置をとることができると考えるべきである。

次に、かりに、被害国以外の国としてその対抗措置の権利の慣習法上の存在が積極的に証明されなければならないとして、ILC や Crawford が説明するように、実行が萌芽的である、西側諸国によるものが大多数で限定されているとの指摘が妥当かは検討の余地がある。

ILC が挙げるのは、主に1980年代以降の西側諸国による（主に人権侵害に対する）経済制裁の事例であった。学説には、条文採択後も、ジンバブエ（2002年）、ペラルーシ（2004年）、リビア（2011年）、シリア（2011年）、ロシア（クリミア侵攻、2014年）、ベネズエラ（2017年）、ミャンマー（2020年）などに対する制裁の例のほか、近年では、ロシアのウクライナ侵攻を理由とする同国及びペラルーシに対する制裁（2022年）の例を挙げて、広範な実行があると主張するものがある⁶⁶⁾。

たしかに、これらの制裁は西側諸国によるものが多いが、途上国（総会第6委員会では被害国以外の国の対抗措置に反対した）が参加した制裁もある。重要なのは南アフリカのアパルトヘイトなどに対する制裁（1960年代から1990年代。国連憲章第7章下の安保理の決定に基づかない）であり、多くの旧社会主義諸国及び途上国が参加した。ジンバブエ制裁にはコモンウェルス諸国が参加し、これらは間接被害国による対抗措置の実行が広範で一貫している例とされる⁶⁷⁾。

他方で、法的信念を認定することには困難がある。制裁をとる国が明示的に対抗措置の権利を主張して実施することは稀であるからである⁶⁸⁾。措置がそれ自体違法であることを明示的に表明することも稀であり、通商制裁では GATT の安全保障例外による正当化の余地があり、違法性が明確ではない場合もある。しばしば、抵触する協定を終了させて措置をとる場合や、事情の根本的変化や重大な違反による終了などの根拠を援用する場合

もある⁶⁹⁾。

学説では、広範な実行から法的信念が推論されるとの見解⁷⁰⁾ もあれば、一見して違法な措置をとっていれば対抗措置であることが推論され、許容規則の場合には、明示的声明は必要なく、特定の方法で行為した事実から当該行為の権利を承認する法的信念が推論されるとの見解⁷¹⁾ もある。他方で、一般的な法的信念認定の方法に従えば、その証拠は不十分であるとの見解もある⁷²⁾。

万国国際法学会の決議「国際法における対世的義務」(2006年) 5条(c)は、広く承認された（当事国間）対世的義務の重大な違反に対して、すべての（当事）国が、特別影響国と同様の条件の下で対抗措置をとる権利を有すると規定した。非被害国による対抗措置の実行を肯定し根拠としている⁷³⁾。

かりに「被害国以外の国」の対抗措置の権利が慣習法として十分に確立していないとしても、一定の有力な実行が存在するのは事実であり、生成途上であるということはできよう。有力な実行が存在し生成途上の慣習法が存在する状況では、それに依拠して対抗措置をとることは直ちに違法ではないと解されうる。特に一次義務が国際社会にとって本質的なものである場合、特に（直接）被害国が存在しない場合に、その違反に何らの対応もなされないまま黙認されるべきではないであろう⁷⁴⁾。

違法行為が強行規範の重大な違反を構成する場合に、その特別の結果すなわちすべての国が負う義務（違反終了のため協力する義務や状況の継続に援助しない義務）に基づいて対抗措置が正当化されるとの解釈もありうる⁷⁵⁾。

「被害国以外の国」による対抗措置が認められるとしても、濫用に対して一定のセーフガードが必要である。集団的制裁の実行を検討したDawidowiczはいくつかの示唆を導いている。一つは、対抗措置の根拠となる違法行為の限定である。強行規範の重大な違反とされる、武力の行使、ジェノサイド、人種差別、自決権の侵害、人道法の違反、拷問の禁止に加えて、当事国間対世的義務（人権条約）違反に相当する一定の人権（生命権、表現・結社の自由、恣意的逮捕からの自由、公正な裁判の権利）の重大かつ系統

的な侵害であるという⁷⁶⁾。ゆえに、一定の人権義務を除く当事国間対世的義務の違反については、実行は対抗措置を認めていないことになる。

次に、対抗措置の根拠となる違法行為の評価のある程度の客観性の確保である。前述の万国国際法学会決議は、対世的義務の重大な違反に対抗措置をとるためには、当該違反が「広く承認された」(largement reconnu; widely acknowledged) ことを要件とした。報告者の Gaja は、この要件が実行に基づき、自己評価と対抗措置の濫用の抑制を意図したものであると説明した⁷⁷⁾。Dawidowicz は、集団的対抗措置の実行は、それが事前の国連安保理、総会及び人権理事会、地域的組織、並びに国連の事実調査などの国際組織による認定の後になされていることを指摘する⁷⁸⁾。

一般的な対抗措置の要件、特にその手段的性格、暫定的性格及び可逆的性格⁷⁹⁾も被害国以外の国の対抗措置の濫用防止として機能しうる。実行は、非被害国の対抗措置は、違法行為の中止を促す目的に限定され、対抗措置は違法行為が継続中である場合に限り行使可能であるという⁸⁰⁾。Dawidowicz によれば、集団的措置の実行は、その内容が、対象国の資産の凍結、航空機の離発着の禁止、条約上の権利の停止のような容易に履行の再開の可能な措置にとどまっていることを示しているという⁸¹⁾。対抗措置は違反国に負う義務の不履行であること（第三国への対抗措置の禁止）及び条文50条1項(d)から、（当事国間）対世的義務の不履行による対抗措置は禁止される。また、対象国の国民の人道的状況への配慮も、条文50条1項(b)（基本的人権保護義務に反する対抗措置の禁止）に基づいて要求されるという⁸²⁾。

他方で、比例性要件が濫用の制限となるかは難しい。明確な基準はなく、比例しているかの評価は概括的に行われ⁸³⁾、問題となる権利も考慮される⁸⁴⁾。条文51条は、対抗措置と被った被害との間の比例性を求めるが、違法行為の重大性及び権利の重要性といった質的要素も考慮することを認めた。損害や効果を比較するような量的な判断だけではない⁸⁵⁾。ゆえに、国際社会全体にとって重要な規範の違反に集団的な措置をとったとしても、比例性を欠いているとは評価されないであろう⁸⁶⁾。

国連の強制措置との関係については、国の国際犯罪の法的結果としてそれが妥当するとの見解もあったが、安保理の政治的機関としての性格、責任に関する法的認定を行うことの不適切さ、及び国際社会を代表する正統性への疑念などが指摘されてきた⁸⁷⁾。条文は、強行規範の重大な違反の終了のため協力する義務及び（当事国間）対世的義務違反への対応の文脈で、対応が憲章第7章の下で行われることを認めたが、条文の射程外のものと扱った⁸⁸⁾。

国際社会全体にとって重大な関心事となる事態には、本来は、国際の平和に対する脅威と認定される限りで、国連が対処すべきであり、国連憲章第7章下での決定があれば、責任条文59条に基づいて責任法に優先する。問題は、安保理が常任理事国の拒否権行使などにより行動できない状況であり、その場合にはじめて「被害国以外の国」の対抗措置が補完的に役割を果たすことになる⁸⁹⁾。

結論に代えて

本稿は多数国間義務の違反における国家責任の内容を考察してきた。多数国間義務は、国際社会または国の集団（条約当事国）の共通利益を保護するがゆえに、特定の国の利益に関係しない一定の作為不作為を（当事）国に義務づける。対応する権利は他の（当事）国に義務の履行を要求するものとなる。その違反による責任は基本的に国への損害を生じない客観的なもので、責任の内容も、すべての（当事）国によって請求される違法行為の中止（一次義務の特定履行）という合法性回復の救済がその本質である。多数国間義務の違反の責任が合法性回復を主な目的とするのは当該義務の性格の必然的結果である。すべての国は義務の履行を要求する権利のみが侵害された被害国であり、被害の性質に対応する範囲で中止やサティスファクションなどの結果を援用できる。

国家責任は、加害国と被害国の対等な二国間で、生じた損害を再配分

する（国内法の民事責任に類似した）填補的機能であるとされてきた。多数国間義務の増加とその違反に対応する中で、違法行為の中止を中心とする合法性回復機能があることが認識されてきた。違法行為の終了後は、違反の事実の確認としてのサティスファクションが適用されるにとどまる。他方で、国家責任は懲罰的機能は持たず、「国の国際犯罪」という刑事責任を含意しうる概念も実定法の根拠を欠くとして否定された。

本稿で考察した多数国間義務違反に対する責任の実質は、この種の義務による国際社会または国の集団の共通利益の保護が個別国家の責任援用に委ねられていることを意味する。国際法の一次規則が公的利害を保護する方向に発展したのに、責任追及は現行の二国間の私法モデルの国家責任の枠内にとどまり、十分に対応できていない⁹⁰⁾。

国内法では、私人の利害を超える公共秩序の維持は刑事責任によって果たされるが、国際法では国際社会を代表する機関が存在しないため刑事責任は存在しない。しかし、国際社会の公的利害のより実効的な保護を求めるならば、国家に対する刑事責任、少なくとも懲罰的損害賠償のような懲罰的要素を持つ、生じさせた損害を上回る負担を責任国に課す結果を導入することが検討されるべきであろう⁹¹⁾。前述したように、国の国際犯罪などの結果として、懲罰的性格の責任の導入が検討されていたところであり、その議論を継続すべきであろう。

特別に重大な国際違法行為に対しては、それを抑止するために、濫用を防止する厳密な条件の下で、すべての国による集団的対抗措置が許容されてよいと思われる⁹²⁾。一国が隣国にあからさまな侵略を行う、あるいはジエノサイドに該当する可能性のある非人道的な武力行使が行われ、それに国連が有効に対応できない国際情勢をみれば、刑事責任に代わる集団的制裁の権利が承認されるべきであると考えられる⁹³⁾。

- 1) 関連する用語は様々である（浅田正彦「国家責任条文における義務の類型化と「被害国」の概念」松井芳郎他編『21世紀の国際法と海洋法の課題』（東信堂、2016年）44頁参照）。本稿は、慣習法または多数国間条約上の義務で、保護される利益が一国に帰属せず、法的関係を二国間関係のみに分割できない義務の総称としてこの語を用いる。いわゆる相互依存的義務も責任に関しては同列に扱ってよいと考えられる。なお、本稿の検討対象に関する先行研究の例として、萬歳寛之「対世的義務違反に対する責任追及」早稲田法学会誌52巻（2002年）251頁。
- 2) *Yearbook of the International Law Commission* (hereinafter *YILC*), 2001, vol. 2(2), p. 30. 以下、コメントリーの引用は上記年報からである。
- 3) 本稿は拙稿「国家責任の機能変化再論」法学89巻4号（予定）に続くものであり、重複する内容は簡潔に論じた。
- 4) A. Nollkaemper, *Constitutionalization and the Unity of the Law of International Responsibility*, *Indiana Journal of Global Legal Studies*, vol. 16 (2009), p. 535.
- 5) *YILC*, 1976, vol. 2(2), p. 95.
- 6) *ICJ Reports 1970*, p. 32, paras. 33-34.
- 7) *YILC*, 1985, vol. 2(2), p. 25.
- 8) 拙稿「国際法上の国家責任の機能変化」法学59巻4号（1995年）136頁。
- 9) 国際司法裁判所の候補変動に関する国々の義務事件勧告的意見（2025年）は、被害国以外の国の概念と援用できる救済の限定を定憲法の規則として扱っているようにみえる。Paras. 440-443. しかし、当事国間対世的義務に関する先例はすべての当事国が実体的権利を有するとしており、条文の立場と整合しない。

これらの国の持つ、他国の義務遵守を要求する「権利」は、国際法の遵守一般に対して国際社会の構成員たる国が有する（法的に保護されない）利益と類似している。しかし、義務が保護する対象が「その性質により」すべての国の関心事であって、問題となる規則の「重要性」により、この種の利益が「権利」に引き上げられる。なお、この種の義務が違反によってその地位を脅かされる事実から、すべての国は被害国であるとの見解として、E.B. Weiss, *Invoking State Responsibility in the Twenty-First Century*, *American Journal of International Law* (hereinafter *AJIL*), vol. 96 (2002), p. 798. これらの規則ではその実効性維持に有する国の利害が特に法的に保護されると考えられる。

- 10) G. Gaja, *Obligations and Rights Erga Omnes in International Law: First Report, Annuaire de l'Institute de droit international* (hereinafter *AIDI*), vol. 71(I) (2005), p. 124.
- 11) J. Crawford, *Third report on State responsibility*, *YILC*, 2000, vol. 2(1), p. 36, para. 112; G. Gaja, *Obligations and Rights Erga Omnes in International Law: Second Report, AIDI*, vol. 71(I) (2005), p. 193.
- 12) 人権に関しては自由権規約41条、欧州人権条約33条など。自決権に関しては、チャゴス諸島分離法的効果事件勧告的意見、*ICJ Reports 2019*, p. 139, para. 180. ジェノサイド条約に関して、ミャンマー・ジェノサイド条約適用事件命令、*ICJ Reports 2020*, p. 20, para. 52. 国際社会における国の役割の優越的地位を指摘し、ジェノサイドのように特別に影響を受けた主体が存在する場合も、国の役割が重要であると指摘するものとして、Gaja, *Second Report*, p. 190.

- 13) Villalpando は、対世的義務は集団的利益を保護するもので、その違反によりすべての国はその主觀的権利を侵害された（直接）被害国として請求する。他方で、「直接被害国」は、対世的義務の違反と同時にその主觀的権利（侵略であれば領土保全と政治的独立、環境汚染であれば領域主権、他国民へのジェノサイドの場合は当該国の国民の人身において国際法を尊重される権利）を侵害されたもので、責任国との二国間関係で個別利益の保護を目的として責任を援用するものである。それは対世的義務と法的関係を異にし、付隨的であるという。S. Villalpando, *L'émergence de la communauté internationale dans la responsabilité des Etats* (2005), p.318.
- 14) ILC は、強行規範の例として、侵略の禁止、奴隸制及び奴隸取引、ジェノサイド並びに人種差別及びアパルトヘイトの禁止、拷問の禁止、国際人道法の基本的規則、並びに自決権の尊重を挙げ、重大とは義務の不履行が重大または系統的であるとした。Commentary to Art. 40, paras. 1-8. なお、対世的義務の効果としてこの制度を適用したとみられる判例がある。国際司法裁判所のパレスチナ分離壁事件勧告の意見、*ICJ Reports 2004*, p. 200, para. 159; チャゴス諸島事件、p. 139, para. 180; パレスチナ占領地におけるイスラエルの政策及び実行の法的効果事件勧告の意見（2024年）、para. 279.
- 15) L.-A. Siciliano, The Classification of Obligations and the Multilateral Dimension of the Relations of International Responsibility, *European Journal of International Law* (hereinafter *EJIL*), vol. 13 (2002), p. 1137. 対世的義務の方が広いとされる。Gaja, Second Report, p. 192. 参照、ILC の一般国際法の強行規範の特定及び結果に関する暫定結論（以下、暫定結論）17, UN Doc. A/77/10 (2022), p. 64. なお、気候変動事件は、グローバル・コモンズの保護に関する一定の義務が対世的義務であるとした（para. 440）が、重大な違反の制度の適用を判示しなかった。
- 16) Commentary to Chapter III of Part Two, para. 7.
- 17) Crawford の原案は「国際社会全体に負う義務の重大かつ明白な違反」であり (Crawford, Third report, p. 108, para. 412)、2000年に起草委員会が暫定採択した草案41条では、「国際社会全体に負いかつその基本的利益の保護にとって本質的である義務の重大な違反」とされた (YILC, 2000, vol. 2(2), p. 69) が、翌年の同委員会によって強行規範の重大な違反に置き換えられた。参照、議長 (Tomka) の説明、*ibid.*, 2001, vol. 1, p. 104, para. 14.
- 18) Siciliano, *op.cit.*, p. 1137; E. Wyler, From 'State Crime' to Responsibility for 'Serious Breaches of Obligations under Peremptory Norms of General International Law', *EJIL*, vol. 13 (2002), p. 1156.
- 19) Cf. M. Ragazzi, *The Concept of International Obligations Erga Omnes* (2002), p.189. 強行規範の両義性について、G. Abi-Saab, The Uses of Article 19, *ibid.*, vol. 10 (1999), p. 349. 対世的義務のそれについて、C. J. Tams, *Enforcing Obligations Erga Omnes in International Law* (2005), p. 128. 参照、暫定結論 5、p. 30.
- 20) 強行規範について、I. Scobie, The Invocation of Responsibility for the Breach of 'Obligations under Peremptory Norms of General International Law', *EJIL*, vol. 13 (2002), p. 1210. 対世的義務について、P.-M. Dupuy, General Stocktaking of the Connection between the Multilateral Dimension of Obligations and Codification of the Law of Responsibility, *ibid.*, p. 1062. 学説では、逸脱を許さない規範として、ICJ 規程、逸脱不可

- 能な人権、1949年ジュネーブ諸条約が挙げられ、対世的な構造を持つ義務として、公海自由の原則や人権義務が挙げられる。
- 21) コメンタリーは協力義務が漸進的発達かはオープンであるとしたが、暫定結論は判例（注（14）参照）を踏まえて確立しているとした。暫定結論19、p. 70.
- 22) Cf. A. Gattini, A Return Ticket to 'Communitarisme', Please, *EJIL*, vol. 13 (2002), p. 1189.
- 23) 不承認義務及び援助避止義務が重大な違反に特有のものではないとするものとして、D. Costelloe, *Legal Consequences of Peremptory Norms in International Law* (2017), p.222. Piconeは、対世的義務において各国は、国際社会のために行使を義務づけられた、共同の利益の保護を確保する「機能的権限」を有するという。例えば海洋汚染により領海が被害を受けた沿岸国の行動は義務でもあるという。P. Picone, *Obblighi erga omnes e codificazione della responsabilità degli Stati, Rivista di diritto internazionale*, vol. 88 (2005), p. 907.
- 24) 国際裁判では違法性の宣言も請求できるとしていた。Commentary to Art. 48, para. 11.
- 25) 第一読草案42条ないし46条、*YILC*, 1993, vol. 2(2), p. 53; *Ibid.*, 1996, vol. 2(2), p. 63.
- 26) 直接被害国と間接被害国の区別も便宜的なものであり、この区別によってカテゴリカルに援用できる責任の内容を区別することも適当ではない。受けた被害の性質及び程度に応じて、救済の内容を決定するのが妥当である。G. Arangio-Ruiz, *Fourth report on State responsibility, ibid.*, 1992, vol. 2(1), p. 49, paras. 151-152.
- 27) 違法行為の中止については原状回復との区別が問題となる。中止は、違法行為が継続していることを前提とし、一次義務の履行の側面を有するのに対し、原状回復は、被害国が受けた有形的損害の存在を前提とし、金銭賠償に代替可能であることに基づいて区別すべきである。
- 28) Commentary to Art. 30, paras. 1 and 11.
- 29) 責任国の言明である再発防止の確約は陳謝などの言明による形式と同様に解される。責任国が行う具体的な措置としての再発防止の保障も含めて、拙稿「国家責任の救済手段の再構成」東北法学14号（1996年）192頁、拙稿「〈判例研究〉国際司法裁判所・ジェノサイド条約適用事件（3・完）」立命館法学342号（2012年）533頁参照。
- 30) 拙稿「救済手段」178頁。
- 31) 拙稿「ジェノサイド条約適用事件（3・完）」528頁参照。条文37条は、サティスファクションは被害が「原状回復または金銭賠償によって償われない限りで」認められるとする。Cf. Commentary to Art. 37, para. 1. 気候変動事件は、サティスファクションの付与は、違反の性質と状況によるとし、その形式に気候変動に関する社会の教育を含めた。Para.455.
- 32) Commentary to Art. 48, para. 12. Arangio-Ruizは、犯罪の文脈で、実行として、国連などによる南アのナミビア人民への金銭賠償の要求やイラクのクウェートへの金銭賠償の要求などを挙げていた。G. Arangio-Ruiz, *Fifth report on State responsibility, YILC*, vol.2(1), p. 45, para. 185. なお、気候変動事件は、本規則を実定法の規則として扱っているようみえる。Para. 443.
- 33) Gajaは、この権利は違反が容認されないことを確保することを目的とするべく、公海の汚染に対する原状回復を例に、被害国または被害主体が存在しない状況での必要性を強調する。Gaja, *First Report*, p. 137. Villalpandoは、対世的義務は国の個別利益の保護を目

的としないので、被害国または受益者への賠償の請求は当該義務の責任にとって外在的であるものの、共同体利益の保護が許す範囲で認められるという。被害国の請求放棄が共同体利益に有害である場合や、国家管轄外の環境のような共通善への損害の原状回復のために、他の国の請求が認められると主張する。Villalpando, *op.cit.*, p. 344.

- 34) Cf. Crawford, Third report, p. 36, para. 109.
- 35) Scobieは、被害国への賠償義務履行の請求を認めることは国家の独立と平等の原則に反するという。また、同意を要するとした場合に、被害国の政府が存在しない状況の問題があると指摘する。Scobie, *op.cit.*, p. 1214. ILCは、非被害国は被害国または受益者のために行動していることの証明が求められるとする。Commentary to Art. 48, para. 12.
- 36) 原状回復は共通価値を直接保護するもので、金銭賠償と異なり請求の競合が生じないので、非被害国が請求できる、特別に影響を受けた国、実体または個人のための賠償は原状回復に限られるとの見解として、Gaja, Second Report, p. 194.
- 37) G. Gaja, The Concept of an Injured State, in J. Crawford *et al.*, *The Law of International Responsibility* (2010), p. 963.
- 38) Gattini, *op.cit.*, p. 1195.
- 39) 違法行為がジェノサイドのような場合は国籍国も本原則の充足を要求されない。拙稿「外交的保護と個人の地位（3）」立命館法学413号（2024年）416頁。
- 40) 自由権規約41条1項(c)など。ジェノサイド、奴隸制といった強行規範の重大な違反の場合は加害国の国内手続が実効性を欠くがゆえに、（重大ではない）人権侵害の場合でもそれが組織的なものであれば、この原則の例外が適用されるとの見解として、Gattini, *op.cit.*, p. 1197.
- 41) Commentary to Art. 45, para. 1.
- 42) Gaja, The Concept, p. 963.
- 43) Commentary to Art. 45, para. 1. Crawfordは、被害国以外の国は、被害国による同意が真正のものであるかに利害を有すると述べた。Crawford, Third report, p. 36, para. 109.
- 44) Commentary to Art. 41, para. 9 and commentary to Art. 45, para. 4. 条文26条に基づいて放棄により強行規範違反の違法性は阻却されず、重大な違反である場合は協力義務に反するので放棄できないとの見解として、Gattini, *op.cit.*, p. 1197.
- 45) C. J. Tams, Do Serious Breaches Give Rise to Any Specific Obligations of the Responsible State?, *EJIL*, vol. 13 (2002), p. 1167.
- 46) 45条2項(c)、*YILC*, 1993, vol. 2 (2), p. 76.
- 47) 加盟国に制裁金を課す欧州共同体設置条約228条（現・欧州連合運営条約260条）のような特別の制度は条文の射程を超える、条文で創設するのも現実的ではないが、懲罰的賠償はそうではないという。Crawford, Third report, p. 107, para. 409.
- 48) 42条1項、*YILC*, 2000, vol. 2(2), p. 69.
- 49) 条文37条では削除された。ILCは、過剰な損害賠償は主権平等に反することや濫用の懸念があることから制限され、サティスファクションは懲罰的性格を持たず懲罰的賠償を含まないと述べた。Commentary to Art. 37, para. 8.
- 50) 起草委員会議長 (Tomka)、*YILC*, 2001, vol. 1, p. 104, para. 14.
- 51) *Ibid.*, 1996, vol. 2(2), p. 71. 原案を定式化したArangio-Ruizは、先例として安保理決議に

- 言及した。原状回復については施政下の地域の独立の要求（ポルトガルなど）、サティスファクションについては、侵略国の軍縮、非軍事化、監視団の受け入れなど（イラク）、人種差別の法令の廃止（南アなど）、容疑者の引渡しまたは訴追（リビア）の例を挙げた。G. Arangio-Ruiz, *Seventh report on State responsibility*, *ibid.*, 1995, vol. 2(1), p. 9, paras. 18-33. Cf. Tams, *Serious Breaches*, p. 1171.
- 52) Crawford, *Third report*, p. 107, para. 408.
- 53) ただし、原状回復に関して、後述の万国国際法学会の2005年決議2条は、対世的義務違反に対して原状回復は有形的に不可能でない限り実施されるべきであると規定した。原案を作成した Gaja は、得られる利益に比例しない負担を課さないとの制限が適用されないと意味であり、パレスチナ分離壁事件の同様の判示（p. 198, para. 153）もそう解釈されるという。Gaja, *Second Report*, p. 194.
- 54) 対抗措置の特徴は自己評価にあり、対抗措置を規律する規則は事後的にのみ適用され、それを運用するためには第三者による検証を必要とするが、導入すれば対抗措置は必要なくなると指摘するものとして、D. Alland, *Countermeasures of General Interest*, *EJIL*, vol. 13 (2002), p. 1234. 対抗措置は国家責任の当然の帰結ではなく外在的存在であるという。
- 55) *Ibid.*, p. 1236.
- 56) 先行研究の例として、山田卓平「リビアに対する非軍事的措置」芹田健太郎ほか編『実証の国際法学の継承』（信山社、2019年）387頁、岩月直樹「第三国による対抗措置」森肇志・岩月直樹編『サブテクスト国際法』（日本評論社、2020年）92頁。
- 57) W. Riphagen, *Sixth report on State responsibility*, *YILC*, 1985, vol. 2(1), p. 14.
- 58) Arangio-Ruiz, *Seventh report*, pp. 11 and 29, paras. 34-60.
- 59) 起草委員会議長（Calero Rodrigues）は、通常の対抗措置の制度が国際犯罪に適用されると述べた。*YILC*, 1996, vol. 1, p. 178, para. 63.
- 60) Crawford, *Third report*, p. 101, paras. 386-406 and 413.
- 61) *YILC*, 2000, vol. 2(2), p. 70. 関係国は対抗措置の条件がみたされることを確保するため協力するとの規定が付加された。
- 62) 詳細は、M. Dawidowicz, *Third-Party Countermeasures in International Law* (2017), p. 100.
- 63) J. Crawford, *Fourth report on State responsibility*, *YILC*, 2001, vol. 2(1), p. 17, paras. 70-74.
- 64) ILC は、米国によるウガンダの人権侵害に対する制裁（1978年）、ポーランドの戒厳令などに対する西側諸国の同国及びソ連に対する制裁（1981年）、フォークランド紛争での対アルゼンチン制裁、イラクのクウェート侵攻に対する米国及び欧州共同体（EC）諸国の制裁（1990年）、EC 諸国的新ユーゴ制裁などを挙げた。
- 65) *Commentary to Art. 54*, paras. 1-7.
- 66) Tams, *Enforcing*, p. 207; Dawidowicz, *op.cit.*, p. 111; M. Jackson and F.I. Paddeu, *The Countermeasures of Others*, *AJIL*, vol. 118 (2024), p. 242. 国連憲章第7章下の制裁も対抗措置の実行に含める見方もある。Dupuy, *op.cit.*, p. 1063.
- 67) Tams, *Enforcing*, p. 230; Siciliano, *op.cit.*, p. 1143; Alland, *op.cit.*, p. 1239; E.K. Proukaki, *The Problem of Enforcement in International Law* (2010), p. 203; Dawidowicz, *op.cit.*, p. 240.

- シリア制裁もその例とされる。O.A. Hathaway *et al.*, War Reparations, *Stanford Law Review*, vol.76 (2024), p.1027. Tamsは、第6委員会での議論も、Crawfordの評価に反して、むしろ対抗措置の権利を認める国が多かったと反論し、Allandは、実行が選択的であるとの評価に対して、対抗措置が措置国の自己評価に基づく以上、慣習法性肯定の妨げにならないと主張する。
- 68) Dawidowiczは、人権保護などのために制裁を用いるとの2004年の欧州連合理事会の「制裁の使用に関する政策声明」や2008年の欧州委員会の声明を引用する。Dawidowicz, *op.cit.*, p. 254.
- 69) Jackson and Paddeu, *op.cit.*, p. 242. Cf. Commentary to Art. 54, para. 4.
- 70) Tams, *Enforcing*, p. 238.
- 71) Dawidowicz, *op.cit.*, p. 250.
- 72) Jackson and Paddeu, *op.cit.*, p. 243.
- 73) *AIDI*, vol. 71 (II) (2005), p. 286; Gaja, Second Report, p. 200.
- 74) Alland, *op.cit.*, p. 1239. 条文54条が事実上、非被害国の対抗措置を認めているとの見解もある。A. Pellet, Le nouveau projet de la C.D.I. sur la responsabilité de l'État pour fait internationalement illicite, in L.C. Vohrah *et al.*(eds.), *Man's Inhumanity to Man* (2003), p. 679.
- 75) 協力義務を援用するものとして、Costelloe, *op.cit.*, p.212. 41条の前例であるナミビア事件は、国連加盟国は、南アのナミビアでの存在の承認を含意するまたは南アの存在と統治に援助を付与する行為及び取引を差し控える義務を負い、それには南アの統治を強化する経済的その他の関係または取引を差し控えることが含まれるとした。ICJ Reports 1971, p. 55, paras. 121-127 and 133. この根拠が一般国際法か国連憲章（安保理決議）かは明確ではないが、経済関係などの断絶を課すのは慣習法の不承認義務を超えた「積極的な圧力の措置」との指摘もあり（Petrén 裁判官補足意見、*ibid.*, p. 134）、制裁をとる義務を課したに等しいとの見方がある。Gattini, *op.cit.*, p. 1190. ILCは協力義務を積極的義務とし、協力の手段は合法的なものにとどまり、すべての国に協働が求められたとした。不承認及び援助避止義務は消極的義務とした。Commentary to Art. 41, paras. 3-4.
- 76) 集団的制裁をとる国は、対象となる違法行為が重大であることを表明してきたという。Sicilianos, *op.cit.*, p. 1140; Gaja, First Report, p. 149.
- 77) *Ibid.*, p. 148.
- 78) Dawidowicz, *op.cit.*, p. 264.
- 79) 条文49条及び53条は、対抗措置は中止、賠償などの義務の履行を促す目的でなければならず、被害国が責任国に負う義務の当面の不履行の間に限定され、責任国の義務履行により対抗措置は直ちに終了しなければならず、可能な限り責任国に対する義務の履行の再開を可能にするものでなければならないとする。
- 80) ただし、大韓航空機墜落事件（1983年）での制裁のように被害者への賠償を求めて実施された例もあるという。Dawidowicz, *op.cit.*, p. 297.
- 81) *Ibid.*, p. 304.
- 82) *Ibid.*, p. 330. Cf. Gaja, First Report, p. 150. 主に憲章第7章下の措置を対象とするが、社会権規約委員会の一般的意見8（1997年）、UN Doc. E/C.12/1997/8; 国連人権高等弁務官

- 事務所の一方的強制措置の人権の享受への影響に関する研究（2012年）、UN Doc. A/HRC/19/33。
- 83) 航空業務協定事件仲裁判決（1978年）、*Reports of International Arbitral Awards*, vol. 18, p. 444, para. 83.
- 84) ガブチコボ・ナジマロシュ計画事件判決、*ICJ Reports 1997*, p. 56, para. 85.
- 85) Commentary to Art. 51, para. 6.
- 86) 第一読草案も、比例性要件が、被害国に有形的損害を生じさせていないからといって、人権義務違反への対抗措置行使を除外するものではないと述べていた。Commentary to Art. 49, para. 8, *YILC*, 1998, vol. 2(2), p. 66. Crawford は、比例性は諸国の措置が全体として評価されるとしていた。Crawford, Third report, p. 105, para. 402. 全体として評価されるとして、有効な濫用の歯止めになるとするものとして、Dawidowicz, *op.cit.*, pp. 262 and 360.
- なお、拘束力ある紛争解決手続の優先（条文52条3項）は、一国の当該手続援用によって他国の対抗措置を停止させるとの見解として、Villalpando, *op.cit.*, p. 377.
- 87) 議論の詳細は、P. Klein, Responsibility for Serious Breaches of Obligations Deriving from Peremptory Norms of International Law and United Nations Law, *EJIL*, vol. 13 (2002), p. 1247.
- 88) Commentary to Art. 49, para. 2 and commentary to Art. 54, para. 2.
- 89) Sicilianos, *op.cit.*, p. 1143. Dawidowicz は、実行は、安保理の強制措置と並行してまたは追加してとられた第三国制裁が安保理の権限と抵触するものとはみなされなかつことを示すという。Dawidowicz, *op.cit.*, p. 255. ゆえに、安保理が明示または黙示に禁止する範囲で制限されることになろう。
- 90) Scobbie, *op.cit.*, p. 1205; Nollkaemper, *op.cit.*, p. 560.
- 91) 懲罰的賠償は、被害国が受けた損害を上回る利益を得る結果になることが共通利益の保護と適合しない難点があり、賠償の受領者として公的基金を設置するなど制度的な対応が必要になるが、これは制裁金の賦課にほかならない。国の刑事責任の導入についても、法人の責任能力や主觀的要素の認定などの問題があるが、法人の刑事责任を導入する国もある。Cf. J. Crawford, First report on State responsibility, *YILC*, 1998, vol. 2(1), p. 18, paras. 70-95. しかし、同様に国際社会を代表する機関の不存在が最大の課題であり、Crawford が言及した制度（注47参照）のような国際組織の関与が必要となる。
- 92) 対抗措置の性格から懲罰的措置は禁止されている（サティスファクションを求める対抗措置も許容されない。Commentary to Art. 49, para. 8）が、抑制されても集団的制裁は事实上、懲罰的性格を持ちうる。国際社会にとって重要な義務の違反に対しては明確に解除することが検討されてよいであろう。
- 93) もう一つの方向性は、国際刑事法の発展による個人の処罰を通じた国際義務履行の強化である。これは国際刑事法による国家責任法の周縁化を促進することになる。Cf. K. Creutz, *State Responsibility in the International Legal Order* (2020), p. 191.

